導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

1. 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　　鏡石町（以下：本町という。）の人口は、2015年（平成27年）国勢調査による

と、12,486人であり、自然増加による増加傾向を続けてきたが、近年は頭打ちの

傾向である。また、震災後は、転出超過による減少も見られる。

少子高齢化の進行の度合いは福島県全体と比較し緩やかであり、総人口に占め

る子供の割合は約14.5％と高く、「比較的若い世代の多いまち」である。

産業構造としては、本町は、農業が盛んな地域であり、また、第３次産業の割

合も多く占めているが、建設業、製造業といった第２次産業が町内全体の約３分

の１弱あり、両者で町内全体の就業者数の半数を占めている。

本町における企業は、そのほとんどが中小企業・小規模企業であり、本町の経

済成長や雇用確保の原動力となる中小企業・小規模企業の活動が一層活発になり、

地域活性化や住民生活の向上を図るためにも、これまで以上に、国、県、町、

経済団体、中小企業・小規模企業の関係者と緊密に連携し、振興に関する施策を

充実させ、総合的に推進していくことは必要であることから、平成29年12月に

「鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、積極的に中小企業・小

規模企業の振興を図っている。

本町内の中小企業者、特に製造業の状況は、大手製品メーカーの下請けが中心

であり、景気の影響を受けやすく、また国内外間の価格競争激化により利益確保

が困難な状況が続いている。また熟練技術のため差別化が困難であり、後継者不

足も相まって事業所数の減少が見られる。

　　　この状況を打開すべく中小企業は、自分の得意とする分野への資源集中や将来

性のある分野への多角化を求められているが、景気動向や設備老朽化等の影響も

あり、新たな一歩を踏み出せない現状がある。

　　　また近年、耐久消費財の消費サイクル上昇により、メーカーは部品のストック

は持たず、必要数の発注のみを掛ける傾向にあり、中小下請け企業は高ロット短

納期の受注を余儀なくされており、既存設備では生産能力の限界が見られる。

　　　これらを打開するためには、基本生産能力の向上が図られている新規設備の導

入は不可欠であり、これをサポートする方策が必須である。

1. 目標

　　　生産性向上特別措置法第３７条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策

定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、喫緊の課題である中小企業

の後継者不足への解消を図り、人材確保や雇用創出、そして事業の維持・発展の

ため、生産性向上のための設備投資を最大限支援するとともに、中小企業の老朽

化した設備機器の更新を後押しし、地域経済の活性化につなげることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に１０件程度の先端設備等導入計

画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

新規設備の導入効果による基本生産能力の向上を図ることにより、先端設備等

導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）

が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本町の産業は、製造業、建設業、小売業、サービス業など多岐にわたり、広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第１条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本町においては、５箇所の工業団地を有しているが、本町内の中小企業者、特に

製造業者は工業団地外の町内において幅広く点在しているため、広く事業者の生産

性向上を実現する観点から町内全域とする。

（２）対象業種・事業

本町の産業は、製造業、建設業、小売業、サービス業など多岐にわたり、広く事

業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする

業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、新たな販路の開拓、業務の

自動化の推進・ＩＴ導入による効率化、省エネの推進、そして生産性向上を支える

人材・システム作り等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の

年率３％以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から５年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

①　人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②　公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係性が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③　市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

（備考）

　　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。